

2020年2月13日

議員・各会派の皆様

日本共産党市議会議員団

加増 充子

遠山智恵子

関戸 勇

小池 悦子

議会の新しい任期の始まりにあたって

余寒の候、

議員の皆さまにおかれましては、先の選挙で激戦を勝ち抜き当選、市民の負託を受けられました。

さて、2月15日より議員としての新任期が始まり、17日臨時議会の開催となります。本取手市議会は、憲法による「・・・地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、・・・市民福祉の向上に寄与することを目的・・・」とし、議会の最高規範として議会基本条例を定めています。

新しい任期の始まりに当たり ・市民の意思を代表する機能 ・条例の制定、予算の議決をはじめ行政の基本を決める機能 ・執行機関の公正で民主的、効率的な行政が行われるように批判・監視する機能を持つ議会、すなわち二元代表制における議会としての権能を十分に発揮する議会へと、私たちは改めて、さらなる努力を重ねることの必要性を感じています。

つきましては、以下の事項について提案いたします。各会派、議員のみなさまのご検討をお願いいたします。

一、 本会議の運営について

- ① 一般質問及び議案質疑への答弁について、市長が答弁に立たず説明員任せの答弁に終始しているといっても過言ではありません。議会での答弁は、市政執行の最高責任者として、とりわけ市政の根本にかかわる質問への答弁、市長の政治姿勢と責任にかかわる問題での答弁は、市長自身に応じさせるべきです。もちろん、質問外の答弁などで時間を費やすことは慎ませることは当然です。
- ② 市長及び説明員答弁の中には、市政批判等に対する答弁に対し、感情的、恣意的な答弁が見られます。答弁者は、全体の奉仕者としての役割・立場を十分わきまえ、冷静かつ誠実に答弁することを求めるべきです。
- ③ 議案の中で、事前通告制の質疑への答弁に関して、「通告があれば答えられる」などとして答弁を回避することのないよう求めるべきです。
- ④ 議員の一般質問は、市長と議員の政策論議の最も重要な機会であり、現行の質問時間をそれにふさわしく議員の質問時間を拡大するべきです。

二、 委員会運営について

- ① 請願・陳情の取り扱いについては、同様の審査扱いに戻すこと。
- ② 議会基本条例第5条4項「傍聴人からの発言の申し出については、委員会に諮り許可することができる」ことの運用は、多数決で決めることとなり、少数意見とみられる発言が認められない事例がみられます。発言の申し出は議事妨害とみられるもの以外は認めること。
- ③ 予算・決算委員会での質疑時間を拡大すること。総括質疑は、予算・決算の項目にかかわらず市政の基本問題について論議を行えるようにすること。
全常任委員会を合わせた規模の予算・決算審査を行う特別委員会にふさわしく委員定数を12名に拡大すること。合わせて少数会派の委員選出に配慮すること。

三、 市議会の構成及び一部事務組合議会議員、各種審議会委員等関係する各種委員会委員の選出（議会推薦）においては、大会派に偏らず少数会派・議員にも十分に配慮すること。特に一部事務組合議会には、全議員に一組合の議会議員を保障すること。議長等、一部事務組合議会議員のあて職廃止を関係機関に要請すること。

四、 議会だより「ひびき」の廃止は、議会基本条例の前文及び目的、基本理念を蹂躪し、第5条（市民参加及び市民との連携）、第20条（議会広報の充実）に反するものと思われ、主権者市民の知る権利を奪う事になるのではないのでしょうか。紙ベースの議会だより「ひびき」の廃止は撤回し、継続発行すること。一層の議会広報の充実を図ること。